

令和6年度第1回 埼玉県環境影響評価技術審議会

令和6年5月23日（木）

午前10時03分開会

○事務局（中山） 皆様、おはようございます。ただいまから令和6年度第1回埼玉県環境影響評価技術審議会を開会いたします。

私は、本日司会を務めさせていただきます埼玉県環境政策課の副課長中山でございます。よろしくお願いいたします。

会議は、ウェブ会議形式で行いますので、議長及び御発言いただく委員以外の方は、常時カメラをお切りいただくか静止画を表示いただくかのどちらかということで御対応いただければと思います。また、音声は常時ミュートにさせていただき、御発言される場合、Zoomのリアクションボタンの挙手を押していただき、議長の許可を得てから御発言いただくということでお願いいたします。

また、こちらもウェブ会議形式であることを考慮してのお願いとなりますが、資料についての御発言いただく際は、当該資料がどの資料、ページ数を示すのか御指摘の上、御発言くださいますようお願いいたします。

次に、資料を確認させていただきます。資料は、事前にメールにて配付させていただいております。配付した資料は、次第に記載のとおりでございます。

さて、本日は当審議会の第21期委員に御就任いただき、初めての審議会となりますので、通常であれば委嘱式を実施させていただくということですが、ウェブ会議形式の審議会にさせていただいておりますことから、郵送により委嘱状を交付させていただきました。

また、ウェブ会議形式の審議会ということで、委員の皆様も直接顔を合わせてお話しすることができない状況でございますので、大変恐縮ではございますが、お配りしております出席名簿の順に、お名前、ご所属、ご専門の分野について自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、朝賀委員よろしくお願いいたします。

○朝賀委員 朝賀広伸と申します。創価大学法学部で環境法、アセスメントを専門としております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（中山） 李委員よろしくお願いいたします。

○李委員 立正大学の李と申します。専門は水文学で、主に地下水の流れや硝酸性窒素に地下水汚染などについて取り組んでおります。よろしくお願いいたします。

○事務局（中山） 石川敬祐委員よろしくお願いいたします。

○石川（敬）委員 本年度から参加させていただきます。東京電機大学の石川と申します。専門は地盤工学で、主に地盤防災等を研究しております。よろしくお願いいたします。

○事務局（中山） 石川寿樹委員よろしくお願いいたします。

○石川（寿）委員 埼玉大学の石川と申します。専門は植物の環境適応です。よろしくお願いいたします。

○事務局（中山） 岩見委員よろしくお願いいたします。

○岩見委員 おはようございます。山科鳥類研究所の岩見と申します。今年度から参加させていただきます。専門は鳥類生態ですが、最近では解剖が専門ですので、普段はあまり野外調査をしておりませんが、時々調査に出ております。よろしくお願いいたします。

○事務局（中山） 小川委員よろしくお願いいたします。

○小川委員 東京大学の小川みふゆと申します。今年度より参加させていただきます。

専門は植物生態と植生学です。最近では、生態系サービスの評価や植物利用、伝統知のようなどころまで研究の範囲に入ってきております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（中山） 加藤委員よろしくお願いいたします。

○加藤委員 東京都環境科学研究所の加藤と申します。専門は、化学物質の環境管理、リスク評価等です。前期に引き続きよろしくお願いいたします。

○事務局（中山） 神山委員よろしくお願いいたします。

○神山委員 東洋大学の神山と申します。

専門は景観、景観工学になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（中山） 島田委員よろしくお願いいたします。

○島田委員 愛知教育大学の島田です。

爬虫両生類を材料に分類学や生態学をしております。よろしくお願いいたします。

○事務局（中山） 田中委員よろしくお願いいたします。

○田中委員 東京農工大学の田中治夫と申します。今回から参加させていただきます。

専門は土壌学をしています。よろしくお願いいたします。

○事務局（中山） 寺内委員よろしくお願いいたします。

○寺内委員 日本環境衛生センターの寺内と申します。

専門は廃棄物になりますので、ごみや産業廃棄物の処理関係などについて担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局（中山） 永田委員よろしくお願いいたします。

○永田委員 森林総合研究所の永田と申します。

専門は野生動物管理で、特にニホンジカを対象としております。よろしくお願いいたします。

○事務局（中山） 中谷委員よろしくお願いいたします。

○中谷委員 今期から参加させていただきます東京大学の中谷と申します。

専門はライフサイクルアセスメント、LCAを専門としております。よろしくお願いいたします。

○事務局（中山） 町田委員よろしくお願いいたします。

○町田委員 皆様こんにちは、東京農業大学の町田と申します。

私は前期から続けて委員をさせていただきます。埼玉県の皆様のやる気も感じられ、私も頑張りたいと思う仕事ですので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（中山） 松本委員よろしくお願いいたします。

○松本委員 埼玉大学の松本と申します。

専門は、振動になります。よろしくお願いいたします。

○事務局（中山） 御法川委員お願いいたします。

○御法川委員 法政大学の御法川です。

専門は騒音制御になります。よろしくお願いいたします。

○事務局（中山） 森川委員お願いいたします。

○森川委員 日本自動車研究所の森川と申します。

自動車の排ガスということで始めているのですけれども、固定発生源含め全般の大気環境についてお話をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（中山） 矢部委員お願いいたします。

○矢部委員 埼玉県埋蔵文化財調査事業団の矢部と申します。

専門は埋蔵文化財になります。よろしくお願いいたします。

○事務局（中山） 皆様ありがとうございました。

本日は、委員皆様全員のご出席をいただいているところでございます。

続きまして、開会に当たりまして環境部環境政策課課長の鈴木よりご挨拶申し上げます。

○鈴木環境政策課長 皆様おはようございます。

環境政策課長の鈴木健一でございます。今年の4月から環境政策課長に着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

また委員の皆様におかれましては、本日は大変お忙しいところ、令和6年度第1回埼玉県環境影響評価技術審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。皆様には、本審議会委員を快くお引き受けいただきまして、心から感謝申し上げます。これから2年間どうぞよろしくお願いいたします。

埼玉県では、社会全体のDX、デジタルトランスフォーメーションによる生産性の向上ということ強く推進しておりまして、県政運営におきましても率先して実行したところでございます。そのため、本審議会につきましても、今年度も引き続き、オンライン形式での開催とさせていただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

また、埼玉県では持続可能なまちづくりである、埼玉版スーパー・シティプロジェクトや、廃棄物の発生を抑え、資源を循環させて有効利用を図るサーキュラーエコノミーへの移行、生物多様性の損失を食い止め回復させるネイチャーポジティブなどの取組を推進しているところでございます。

環境影響評価制度につきましては、多様なステークホルダーを巻き込みながら、環境保全上のよりよい事業計画を検討していくという点で、まさに持続可能なまち、持続可能な社会を実現するための有効な手段であると考えております。

皆様の御専門であります、大気、水質、廃棄物、生物など、環境保全上の様々な観点で御審議いただきますことは、この事業の持続性ととも、暮らしやすい埼玉の基盤となる環境の持続性を高めていくことにも繋がるものでありますので、皆様には、今後忌憚のない御意見を頂戴して参りたいと存じます。

なお、本日は御審議いただく個別の事案はございませんので、担当から環境影響評価制度や、今後の環境影響評価予定事案について御説明差し上げる予定でございます。

2期目の委員の皆様におかれましては、すでにご存じの内容が含まれるかと存じますが、この2年間の疑問点や確認事項など、また、今期から委員に就任される皆様におかれましては、不明点や御質問など何でも結構ですので、是非御意見いただきますようお願い申し上げます。

結びになりますが、皆様のますますの御健勝と御活躍を祈念申し上げ、また大変お世話になりますので、どうぞよろしく願いいたします。

簡単でございますけれども挨拶とさせていただきます。

○事務局（中山） 大変恐縮ではございますが、課長につきましては所用がございまして、ここで退席させていただきます。

○事務局（中山） では続きまして、事務局から自己紹介をさせていただきます。

環境政策課副課長の中山でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（前川） 皆様と調整をさせていただいております環境政策課の前川と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（羽根尾） 令和4年度から皆様にお世話になっております。同じく埼玉県環境政策課の羽根尾でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（中山） それでは会議を進めさせていただきたいと思っております。

本日の会議でございますが、先ほど申し上げたとおり、委員総数18名全員御出席いただいておりますので、埼玉県環境影響評価技術審議会規則第6条第2項の規定によりまして、本会議が成立しているということをご報告させていただきます。

また、議事に先立ちまして、本審議会における正副会長の選任をいただきたいと存じます。

まずは、審議会規則第6条により、審議会の議長を務めていただく会長の選出をお願いいたします。

審議会規則第5条では、会長は委員の互選によるということになっておりますが、皆様いかがでしょうか。

○事務局（中山） 寺内委員どうぞ。

○寺内委員 今ご説明ありました会長の選出の件ですけれども、昨年度までの第20期の埼玉県環境影響評価技術審議会副会長を務めていただきました朝賀先生がいらっしゃいますので、朝賀先生に会長をお願いするのがよいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○事務局（中山） 朝賀委員を会長にという御意見でございますが、朝賀委員お願いできますでしょうか。

○朝賀委員 承知いたしました。お引き受けいたします。

○事務局（中山） ありがとうございます。

それでは、審議会規則第6条第1項の規定によりまして会長が議長を務めることとなっておりますので、議事の進行を朝賀会長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○会長（朝賀） 皆様の互選によりまして会長を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

さて、それでは審議会規則第5条では、副会長を置き、委員の互選により定めるとされておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

○会長（朝賀） いらっしゃらないようでしたら、委員会経験が豊富な中谷委員に副会長をお願いしたいと思います。委員の皆様いかがでしょうか。

○会長（朝賀） それでは中谷委員に副会長をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○中谷委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○会長（朝賀） さて、これから本日の議事に入るわけですが、審議会の会議の公開につきまして、事務局から説明をしていただきたいと思います。

○事務局（羽根尾） 本日の審議会には1名のオンラインによる傍聴希望者が来ております。

審議会規則第8条では、審議会の会議は原則公開するとしておりますが、出席された委員の3分の2以上の議決で非公開とすることもできますが、本日の会議はいかがするか、お諮りさせていただければと思います。

○会長（朝賀） 審議会は原則公開ということですが、公開するというところでよろしいでしょうか。

○会長（朝賀） ご異議等なければ、公開といたしますので、傍聴希望者を会場に入れてください。

○事務局（羽根尾） 事務局承知しました。

ただいま入室を許可しております。入室が完了するまで今しばらくお待ちください。完了しましたらご案内申し上げます。

○事務局（羽根尾） 傍聴希望者1名、入室確認できましたので御報告いたします。

○会長（朝賀） 傍聴の皆様には、事務局から事前にメールでご案内をいたしましたが、注意事項をお守りいただくよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長（朝賀） 次に、本日の会議の議事録の署名についてですが、審議会規則第9条第2項によりまして、議事録には議長の他、出席委員のうち、2名の委員が署名をしなければならないこととなっております。そこで、李委員と松本委員をお願いをしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

○李委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○松本委員 承知いたしました。よろしくお願いいたします。

○会長（朝賀） ありがとうございます。

それでは議事に入らせていただきます。（1）の環境影響評価制度について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（前川） それでは資料1 環境アセスメント制度の概要についてご説明させていただきます。

大規模な開発事業等を実施する場合に、その事業による環境への影響を、あらかじめ事業者自らが調査、予測・評価し、その結果を公表し、地域住民等からの環境保全上の意見を踏まえ、事業計画に反映させることで、環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていくという制度が環境アセスメントになります。

簡単に申し上げますと、開発事業などを実施する前には、経済面等、様々な項目の調査が実際されますが、その中に、環境面の調査も入れて、環境への影響が生じないように考えていくというものでございます。

図で埼玉県条例における環境アセスメントのイメージを示させていただきました。左にございま

す事業計画、そこから事業実施までの間、実施する手前の段階で調査、予測・評価を行うというものになっており、かつ、調査、予測・評価の前後に、住民からの意見、審議会で御審議いただいた内容を受けた知事意見を述べる機会が設けられております。

ここで、環境アセスメント制度がない場合を考えますと、事業が実施される場合、大気汚染防止法や水質汚濁防止法などの他法令を厳守したとしても、環境へ影響が生じる可能性があります。また、大規模な開発事業では、広範囲の自然が喪失することや、そのことによる生態系への影響が生じること、また、大気質や水質等に関し、周辺地域において環境基準が超過する可能性があります。事業実施後では、一度喪失したものを回復させることはできません。また、問題が発覚してから対策を行ったとしても、効果的な対策を取ることは難しいと思います。

このように、事業の実施前の調査、予測・評価なしに、大規模事業を実施すると、環境への改善困難な影響が生じてしまいます。

そこで、事業の実施前に、事業を行った場合の環境への影響について調査、予測することで、その結果をもとに、環境保全のためにどのような対策が必要となるかを考え、あわせて、地域住民の意見や、各分野の専門家である皆様の御意見を反映した知事意見を踏まえることで、事業とのバランスを踏まえた効果的な環境保全措置、環境対策を事業計画に取り入れることができ、よりよい事業として進めていくことができます。そのような考えが、環境アセスメントになります。

例えば、日照問題を考えた場合、工場建設後に日照の問題が発覚したとしても、できた建物を解体するしか改善する方法がないといった場合もあります。一方で事業の実施前に、工場を建てた場合には、日照がどうなるのかを予測・評価していれば、日照の影響が生じないような形の工場を建設する案を取ることができ、環境への影響を減らすことができます。

なお、補足ですが、法令名は環境影響評価法や埼玉県環境影響評価条例ですが、環境影響評価は一般的に環境アセスメントと呼ばれておりますので、説明では環境アセスメントという言葉を使わせていただきます。

最後に、環境関係の法律や条例ということで、事業者も勘違いされていることもあるのですが、主体は事業を実施する事業者自らであり、事業実施を前提に、住民意見や知事意見を踏まえることで、よりよい事業計画を目指す制度です。そのため、事業の中止や変更を強制する制度ではございません。

続きまして、埼玉県環境影響評価条例について、ご説明させていただきます。

環境アセスメントは、法律に基づく法アセス、条例アセス、要綱アセス、自主アセスなどの種類がありますが、審議会での審議対象については条例アセス事案が大半ですので、条例アセスについてご説明させていただきます。

条例アセスの主な対象事業を3つ挙げさせていただきました。

1つ目は土地区画整理事業です。アセスの要件は、施行区域の面積が50ヘクタール以上の大規模な開発を行うような場合が対象となっております。ただし、工業団地の造成など、より環境への影響が大きいものが含まれる場合には、20ヘクタール以上から対象となる場合がございます。

具体例としては、高速道路のインターチェンジ周辺の地区において、工業団地の造成を含む土地区画整理事業が実施されております。

2つ目は廃棄物処理施設の設置です。アセスの要件は、処理能力が1日当たり200トン以上のごみ処理施設や排出ガス量が1時間当たり40,000N m³以上、もしくは1日当たり5,000m³以上の排出水量があるような産業廃棄物の中間処理施設などを設置する場合は対象となります。

具体例としては、家庭から出る燃えるごみを燃やす市町村の焼却炉の設置や、民間事業者の産業廃棄物処分のための焼却炉の設置が該当します。

3つ目は工場の設置です。アセスの要件は、施行区域の面積が20ヘクタール以上、もしくは、排出ガス量が1時間当たり40,000N m³以上、もしくは排水量が1日当たり5,000m³以上となるような工場を設置する場合は対象となります。民間事業者の大規模工場の設置などが該当します。

今回は、3事業を挙げさせていただきましたが、実際には全部で20事業が対象となっております。

なお、審議会での審議対象となっているものは、土地区画整理事業と廃棄物処理施設の設置の2事業が多い状況です。

次に、条例アセス手続きにつきまして、事業者の視点でお話しさせていただきます。

条例アセスの進め方に関しては、条例や規則に明記されているというよりは、有識者の皆様のご意見を踏まえて作成しました埼玉県環境影響評価技術指針に記載があります。この技術指針をもとに、アセスメントが実施されております。

実際の流れは①から⑦の段階で実施します。

まず、地域特性の把握です。計画地の地域の状況を把握することが最初のステップとなります。現地に行って調査をするというよりは、まず文献調査にて、計画地域がどのような状況なのかを把握します。例えば、周辺を流れる川の水質や大気汚染の状況について、公的な機関が発行する報告書等を確認します。

次に2番目の調査項目の選定です。地域の特性と事業内容を踏まえて、環境影響を調査すべき項目を選定します。項目は、大気質、騒音、振動、水質、水象、動物、植物など、多くの項目がありますが、事業内容を踏まえ、選定項目を検討することになります。

土地区画整理事業を例として考えますと、土地の造成の段階と実際にその後工場が稼働する段階がありますが、悪臭については、土地の造成工事の際には影響はないのではないかとする一方、工場が稼働した後については調査するということが、技術指針に例示的に記載されています。

次に3番目の方法等の選定です。これは選定した調査項目において、調査、予測・評価の方法を選定するというものになります。

例えば、調査方法に関しては、環境基準を定める告示に具体的な調査方法が載っていますが、どのような方法で調査を行うかについて検討します。予測に関しては、どのような計算式を使用して予測するなど予測手法について検討します。評価に関しても同様です。

1番目から3番目が終わった段階で、知事意見を踏まえる手続きがありますが、それについては次のスライドで説明させていただきます。

4番目の現地調査の実施では、計画地の詳細な状況現況について、3番目で選定した調査方法に則って調査します。

その後、5番目の環境影響の予測です。4番目の調査結果がバックグラウンド値になり、この値を

もとに、事業が実施された場合の変化や変化量を踏まえ、最終的な環境への影響を予測します。

6番目の予測結果の評価です。予測した結果を踏まえ、また、取りうる環境保全措置、そういったものを実施した場合の内容を踏まえて、実行可能な範囲で、可能な限りの環境への評価が回避低減されているか、また各環境基準や地域の目標値と整合がとれているか等々を評価します。

4番目から6番目が終わった段階でまたこの後も、住民意見や知事意見を取り入れる機会があり、それらが終わると、事業着手できるようになり、事業着手後、7番目の着手後の確認となります。

不確実性が認められる項目に関しては、着手後の実際の状況が予測・評価した結果と異なっていないか確認を実施し、異なる場合には追加の環境保全措置を実施します。

続きまして、住民意見や知事意見を事業計画に取り入れる手続きについてご説明します。環境影響調査計画書、準備書、評価書、事後調査書手続きを先ほどの①から⑦の間で行います。調査計画書では、事業者は、①から③の内容が記載されて整理したものを書類として、公表や縦覧することで住民意見や知事意見を踏まえ、④の現地調査を実施します。

準備書につきましては、現地調査の結果、予測の結果、評価の結果が記載された書類となります。準備書は評価書の案に該当し、調査計画書と同様に、住民意見や知事意見を取り入れる手続きとなっております。

評価書につきましては、準備書の内容を再検討、整理した書類となり、公表・縦覧されます。

最後に、事後調査書についてですが、これは事業着手後の確認、⑦番の内容が記載された書類となります。公表・縦覧後、住民から意見があった場合のみ、知事意見を事業者に発出します。

なお、知事意見に関しては、環境影響評価技術審議会答申、関係する市町村長意見、県庁内の関係各課の意見、住民からの意見などを踏まえ、作成されます。そのため、知事意見の作成が必要な際に、審議会を開催させていただき、御審議いただいています。

続きまして、条例アセスに基づく各段階の流れについてご説明いたします。

このスライドでは、左から調査計画書、準備書、評価書、事後調査書となっており、事業者が何をするか、埼玉県が何をするか、住民が意見を述べる機会があるかということをもとめております。

最初の調査計画書では、事業者が調査計画書を作成、公表するとともに県の方に提出し、県は公告・縦覧を行います。縦覧期間中、事業者は住民向けの説明会を開催します。住民は、事業者に対して直接意見を述べる流れとなり、事業者は県知事に対して住民意見の内容を報告します。

また、知事意見を作成するために、審議会での御審議、答申をいただき、それを受け、知事意見を事業者に示します。事業者は、住民意見や知事意見をもとに、計画書の内容を再検討した上で、調査を実施します。

事業者による調査、予測・評価が終わると、次に準備書が県に提出され、県では公告・縦覧を実施します。

調査計画書と異なる部分があり、説明会の開催までは同様ですが、準備書では、住民から事業者に対して意見書を提出した場合、事業者はその意見に対する見解を住民に返答し、また住民が直接、県に対して意見を述べることのできる公聴会という手続きもあります。

準備書段階においても、審議会での御審議結果を受け、知事意見を出します。知事意見などを受け、

事業者は、環境保全対策等を再度検討し、評価書を作成します。

評価書の縦覧期間が終わりますと、事業者は事業に着手することができます。

事業着手後は、調査を行った結果を事後調査書にまとめ、こちらも事業者からの提出後、県が縦覧等を行います。また、縦覧期間中、住民からの意見があった場合には、知事意見を事業者に示します。

続きまして、埼玉県環境影響評価技術審議会、皆様の役割に関しましてご説明させていただきます。

まず、審議会の位置付けとしては、埼玉県の附属機関であり、埼玉県知事の諮問に応じ、環境影響評価に関する技術上の重要事項を調査・審議するものとなっています。

実際にどのように審議会が開催されるのかに関しましては、アセス図書の内容について、埼玉県環境影響評価技術指針を踏まえ、科学的技術的観点から審議を行っていただきます。

審議会等に関しましては、小委員会と、全体会がございます。小委員会は事案ごとに関係する委員で構成させていただき専門の委員会、概ね6名から9名程度の委員で構成されます。

全体会については、全員が参加対象となります。

調査計画書手続きでは、小委員会のみ開催しており、準備書手続きでは、小委員会開催後、全体会を開催しております。評価書手続きは公告・縦覧のみとなりますので審議会は開催しておりません。

事後調査書手続きでは、住民意見があった場合には知事意見作成のため、小委員会を開催させていただきます。

審議会答申をいただくことで、客観性、透明性、専門性のある知事意見を作成することができます。

最後に、御審議いただく内容についてまとめさせていただきました。

上から調査計画書、準備書、評価書、事後調査書となっており、主な内容は左から2つ目のところになりますが、先ほどの①から③の内容が調査計画書の内容となり、地域特性の状況、選定した調査項目、調査予測評価の方法が、技術的に適切であるか、そういった内容を御審議いただくものになります。

地域特性の把握方法は適正か、古い内容になっていないか、参照とするデータは適切なものか、確認いただくこととなります。

調査項目、調査地点、調査方法、予測方法評価方法につきましては、その内容が技術上適切な内容か。例えば、調査地点について、東西南北4地点で取るのか、もしくは近隣住居の位置を踏まえた上で調査地点を設定しているか等について御審議いただくこととなります。

次に準備書では、記載されている主な内容が、現地調査結果、環境影響の予測結果、環境影響の評価結果となっており、適切に現地調査が実施されているか、予測に使用した条件や原単位は適切な値を使用しているか、実施する環境影響の回避手段低減手段は科学的観点も含めて妥当か等を御審議いただければと考えております。

事後調査書では、記載されている主な内容は、事業着手後の状況確認結果や実施した環境保全措置の内容となりますので、御審議いただく内容としましては、適切に状況確認調査が実施されているか、環境保全措置の内容は適切かということとなります。

最後に、環境アセスメントは、事業の中止や事業計画の変更を強制するような制度ではないということをご説明させていただきましたが、加えて、事業者が現実的に対応することができない内容を御

意見としていただいたとしても、その後の事業計画に反映されないといったこともございます。そのため、環境に配慮した事業計画の作成のためには、現実的に対応可能な環境配慮策という観点を意識されながら、御審議いただくことも重要と考えているところでございます。

以上でアセス制度の概要につきまして説明を終わらせていただきます。

○会長（朝賀） ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から、ただいまの事務局の説明に対しまして、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

制度に関してのご質問、もう少し確認したい点などございますでしょうか。

特にないようでしたら、次に進みたいと思います。

続きまして、(2)の今後の環境影響評価事案について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（前川）

それでは、資料2-1、今後の環境影響評価事案予定についてご説明させていただきます。

こちら、埼玉県の地図上に今現在、アセスの手続きが進んでいる内容について、プロットしたものになります。

白丸と黒丸で分けさせていただきましたが、白丸が、現在、縦覧が実施され、手続きが進んでいる案件となり、審議会での審議対象となります。

黒丸は、調査計画書手続が終了し、今後、準備書の手続きが開始される可能性があるものです。

概要としましては、こちらの地図を南側、白丸の1番、黒丸の1番、黒丸の4番でございますが、こちらの3つは、土地区画整理事業に該当します。

白丸の1番と黒丸の1番の間に、圏央道が通っております。インターチェンジ付近については、県としても企業誘致等を行っているところですが、工場の造成を伴うような画整理事業というものも実施されております。

首都圏へのアクセスがよいことなどが関係するのかもしれませんが、流通系の企業が入ることも多いところですが、事業の計画としては、一般的な工場なども入れるような計画となっています。

また、今後も同様な事業が計画され、1段階目の調査計画書の手続きが開始される可能性もあると考えます。

次に北側にございます黒丸の2番、黒丸の3番、黒丸の5番になりますが、こちらの3つはすべて焼却炉の設置に係る案件です。

黒丸の2番と黒丸の3番については、熊谷市、深谷市、寄居町の3市町から構成される一部事務組合がごみ処理施設を建て替えるような計画として手続きが進んでおります。

一方で、黒丸の5番に関しましては、民間企業が深谷市内の春日丘工業団地というところに、焼却炉を設置する計画ということで手続きが進められております。

また、市町村の焼却炉に関しましては、老朽化してきている施設もありますので、今後も同様の入れ替え工事等の事案が増えてくことがあると思われれます。

まとめさせていただきますと、白丸の事業は審議対象となっており、黒丸の事業に関しましては、早ければ今年度中に、2段階目の準備書の手続きが開始され、審議会の対象となる可能性があります。

また、今年度、何かしら新規の事業の手続きが始まる可能性があると考えております。

○事務局（前川） 続きまして、資料の2-2を共有させていただきます。

こちら先ほどの白丸の1番、坂戸都市計画事業（仮称）坂戸インターチェンジ地区土地区画整理事業の概要となります。

左の図が埼玉県内の坂戸市の位置を示しておりまして、中央の図が具体的な事業を実施する場所の地図、右側の図が航空写真となります。

右側の航空写真を見ていただきますと、南側に坂戸インターチェンジがありまして、その周辺での開発になります。アセス手続きに関しては、都市計画決定権者である坂戸市が行っております。事業の内容としましては、土地区画整理事業、事業対象面積は、約47ヘクタールとなっております。

準備書における特徴につきまして、5点ほど簡単にご説明させていただければと思います。

1点目が、現地調査が5年以上前に1度実施されているというところになります。

先ほど、調査計画書手続きが終わりますと現地調査が実施され、その後準備書手続きに移るとご説明させていただきましたが、こちら、現地調査が終わってから準備書手続きに至るまで時間を要しております。

現地調査に関しましてはバックグラウンド値をとることが目的ですので、5年前に実施した調査結果が現在も生かせるかどうかについて、少し気になる部分としてございます。なお、事業者としては、調査項目に関しまして、予測のバックグラウンド値として適正なもの適正でないものというものを踏まえた上で、補完調査や再調査を実施しています。

2点目ですが、計画地面積の約92%が実際に稲作を行っているような水田となっております。このような広い水田があるところで、工業団地の造成を伴う区画整理事業でございますので、全面的な盛土造成がされるということが、主な特徴の一つになります。

3点目が、動物猛禽類の調査において、オオタカやサシバの希少な鳥類が計画地内で確認されているということで、その影響をどのように考えていくかということもポイントになると思われま

4点目が、事業者、環境保護団体及び学識者等で構成する協議会が開催され、環境保全措置が検討されたこととなります。

最後に5点目ですが、保全すべき植物の代償措置として、希少な植物を計画地内に創出する湿性緑地に移しかえることが計画されております。その内容が適正かどうかについては、御審議の内容になるのではないかと思います。

以上で、ご説明を終わらせていただきたいと思います。

○会長（朝賀） ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から、ただいまの事務局の今後の事案に関する説明に対しまして、ご質問、ご意見などございますでしょうか。

それでは本日の議事はすべて終了いたしました。

委員の皆様ご協力、大変ありがとうございました。

進行を事務局の方にお返しいたします。

○事務局（中山） 朝賀会長、進行ありがとうございました。

皆様には、今後、審議会あるいは小委員会において、個別の事案に係る御審議をいただきたいと思
いますので、忌憚のない御意見を頂戴して参りたいと存じます。どうぞよろしくお願いいいたします。

以上で本日の審議会を終了させていただきます。

本日は御参加いただきまして、ありがとうございました。

午前11時05分閉会